

**いじめ防止のための基本的な姿勢**

- ・日本国憲法
- ・教育基本法
- ・いじめ防止対策推進法
- 等

- 1 いじめに対する基本認識**  
「いじめは人間として絶対に許されない行為であり、どの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得る」という認識を持つ。
- 2 いじめの早期発見**  
いじめは、大人の目の届きにくいところで発生しており、学校・家庭・地域が連携して実態把握に努める。
- 3 いじめの早期解消**  
いじめ問題が生じたときは、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する子どもや保護者が納得する解消を目指す。
- 4 いじめの未然防止**  
学校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、子どもたちの主体的ないじめ防止活動を推進する。

**—いじめとは—**  
「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。  
なお、起こった場所は学校の内外を問わない。  
個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

**いじめを許さない学校づくり**

**[全体]**  
・学校のあらゆる場面で生徒の人権意識を高め、いじめに対して「おかしい」「許さない」等の態度をとる生徒を育てる。

**[授業]**  
・授業では冷やかしかからかいなどを見逃さず指導し、安心して自分を出し合える信頼関係をつくる。また、満足感や成就感を味わえる授業づくりを行う。

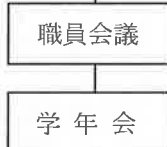
**[道徳]**  
・人の心の痛みや苦しみを理解し、自他を尊重する温かい心を培う人間関係をつくる。

**[特別活動]**  
・学校行事等を通し、一つのことを成し遂げたり、かかわっていく中で互いの良さを見つけたりさせながら、思いやりの心と役割意識、責任感を育むとともに集団の成長を促す。

**[生活指導・教育相談]**  
・教職員によるきめ細かな観察、面談、情報交換を行い、潜んでいるいじめも見逃さないようにするとともに、教職員自らがいじめを助長することなく、痛みや苦しみに共感する心を持ち、いじめを防止、解決しようとする積極的かつ誠実な姿勢で取り組む。

- 校内いじめ対策委員会**
- 校長 □教頭 □生徒指導
  - 養護教諭 □関係教諭
  - スクールカウンセラー □その他
- (内容)
- ・いじめ防止の全体計画の策定
  - ・いじめ事案への対応や指導方針等の協議
  - ・いじめ発見のためのアンケート
  - ・保護者への対応
  - ・関係機関との連携 等

- いじめの早期発見・早期対応**
- ・いじめに関する情報を共有し、問題の状況や指導方法等について共通理解を図る。
  - ・定期的にいじめ等の子どもの行動にかかわる情報交換会等を実施する。
  - ・いじめを認知した場合、いじめられた生徒の立場に立った親身の指導を行う。
  - ・いじめの事実関係の把握については正確かつ迅速に行う。その際、個人情報の取扱については十分留意する。
  - ・学校のみで解決しようとせず、保護者等の訴えに謙虚に耳を傾け、関係者全員で取り組むとともに、町教育委員会の指導助言を仰ぎ、連携して対処する。
  - ・学校、家庭、地域等、関係者が一体となって早期解決に向け取り組む。
  - ・いじめ問題の解決後も継続的な指導支援に努める。



**いじめられている生徒**

- ・自ら訴えてきたことを温かく受け止め、いじめから全力で守ることを約束する。
- ・いじめられている内容や、つらい思いなどを親身になって聴くことにより安心感を持たせる。
- ・本人の良い点を認め励ますことによって、自信や存在感を持たせる。

**→保護者**

- ・いじめの事実を正確に伝え、本人を絶対を守るという姿勢を示す。
- ・信頼関係の構築を図り、緊密な連絡体制を確立する。

**いじている生徒**

- ・いじめは「絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、まず、いじめることをやめさせる。
- ・いじめることが相手をどれだけ傷つけ、苦しめていることに気付かせる。
- ・不満、不安等の訴えを十分に聴く。
- ・当番活動や係活動などの具体的な活動での良い行いを褒める。集団への所属感を高める。

**→保護者**

- ・いじめの事実を正確に伝える。また、保護者の心情を理解する。
- ・家庭での対応の仕方、学校との連携について助言する。

**傍観者**

- ・見て見ないふりをするのは、いじめの助長になることに気づかせろ。
- ・友だちのいいなりにならず、自らの意志で行動することの大切さに気づかせる。
- ・日頃から人権感覚を育む取組の充実を図る。
- ・学年及び学校全体への指導を行う。